

小松島市立小学校の給食調理業務民間委託先募集要項

1 募集要項等の定義

小松島市では、平成31年度からの小松島市立小学校における給食調理業務を民間事業者
に委託する。

委託業務を実施する事業者の選定にあたっては、民間事業者の技術力や専門性を活用する
ことにより、学校給食調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型プロポーザル方
式を採用する。

この募集要項は、小松島市立小学校給食調理業務民間委託事業（以下「本委託事業」とい
う。）に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布
する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義
する。

- ・仕様書：小松島市が事業者に要求する具体的な業務水準を示すもの
- ・様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- ・小松島市学校給食衛生管理基準（民間委託校用）

2 事業の概要

(1) 事業名称

小松島市立小学校給食調理業務民間委託事業（一括委託）

(2) 履行場所

小松島小学校	小松島市神田瀬町2番63号
南小松島小学校	小松島市小松島町字高須36番地
北小松島小学校	小松島市中田町字浜田33番地
千代小学校	小松島市中田町字奥林29番地
児安小学校	小松島市田浦町字近里27番地
芝田小学校	小松島市田野町字中須45番地
立江小学校	小松島市立江町字松本34番地の3
櫛淵小学校	小松島市櫛淵町字北佃45番地
坂野小学校	小松島市坂野町字根上り6番地の1
和田島小学校	小松島市和田島町字山のはな8番地
新開小学校	小松島市大林町字中津37番地

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

(4) 業務委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

ただし、委託期間終了後、1回につき1年を契約期間とする同条件による契約を、原則として2回更新することができる。

3 応募事業者の条件等

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有しており、小松島市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ② 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に定める「学校給食」（以下「学校給食」という。）の調理業務の受託実績を有していること、又は学校給食法を熟知し同程度の実績を有すること。
- ③ 国の定める学校給食に関する法規、マニュアルならびに小松島市の学校給食衛生管理基準を遵守することができ、過去5年間に給食調理業務等の営業に関して重大な行政処分を受けたことがないこと。
- ④ 過去1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 委託契約締結時点で、上記①から④までの要件を満たす履行保証人を確保すること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 小松島市の入札参加資格停止及び回避を受けている者
- ③ 銀行取引停止処分がなされ、これが解消されていない者
- ④ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消されていない者
- ⑤ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。）がなされた者
- ⑥ 会社更生又は民事再生の手続きについて申立てがなされ、この手続きが終了していない者
- ⑦ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者
 - ア 小松島市立小学校給食調理業務民間委託先選定会議（以下「選定会議」という。）の委員
 - イ 小松島市議会の議員及び小松島市の市長
- ⑧ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（「学校給食」以外も含む。）

- ⑨ 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、応募書類等の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

4 募集等のスケジュール

応募予定事業者説明会(現地見学会有)	平成30年8月27日(月)
募集要項等に関する質問の受付	平成30年8月29日(水)～9月3日(月)
募集要項等に関する質問に対する回答	平成30年9月6日(木)
参加表明書の受付	平成30年9月13日(木) 締め切り
参加資格確認結果等通知	平成30年9月20日(木)
提案書受付	平成30年10月10日(水) 締め切り
提案内容審査(プレゼンテーション等)	平成30年10月下旬
提案書特定通知・公表(事業者特定)	平成30年10月下旬
業務開始	平成31年4月1日(月)

5 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、小松島市教育委員会教育政策課のホームページからダウンロードすること。

(2) 公表書類

- ① 小松島市立小学校給食調理業務民間委託先募集要項
- ② 小松島市立小学校給食調理業務民間委託仕様書
- ③ 小松島市立小学校給食調理業務民間委託先募集に関する様式集
- ④ 小松島市学校給食衛生管理基準

6 募集要項等に関する説明会等

(1) 説明会

- ① 日時 平成30年8月27日(月)
受付：午前9時30分～ 説明会：午前10時00分～
※応募予定の事業者はできるだけ参加すること。

② 場所

小松島市教育委員会 庁舎2階 会議室(徳島県小松島市横須町2番14号)

③ 留意事項

- 参加人数は、1事業者につき3名までとする。
- 説明会参加者は、当日名刺を提出すること。
- 説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

(2) 現地見学会

① 予定日時等

平成30年8月27日(月) (説明会後に順次実施)	11:20～11:30	北小松島小学校
	11:45～11:55	千代小学校
	12:05～12:15	小松島小学校
	12:25～12:35	南小松島小学校
	休憩	
	13:45～13:55	児安小学校
	14:10～14:20	芝田小学校
	14:45～14:55	櫛淵小学校
	15:15～15:25	立江小学校
	15:40～15:50	新開小学校
	16:00～16:10	坂野小学校
	16:25～16:35	和田島小学校

※ 当日の献立や交通事情等による時間変動有。

② 留意事項

- ア 現地見学を希望する参加者は、8月24日(金)午後5時までに「現地見学申込書」(様式1)により申し込むこと(3名以内)。また、過去1か月以内の細菌検査報告書(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌類血清型O157)を添付すること。
- イ 現地見学を希望する参加者は、履物を準備すること。
- ウ 見学の際は、設備機器などには手を触れないこと。
- エ 写真撮影可能。
- オ 現地見学を経て質問がある場合は、7(1)～(3)の要領により質問すること。
現地での質問の受付及び回答は行わない。
- カ 各学校集合とし、学校間の移動は各参加者で対応すること。
- キ 当日は、図面等は配布しない。
- ク 一部の学校のみ見学する場合は、その旨申込書(様式1)に記載すること。

7 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

「募集要項等にかかる質問書」(様式15)に内容を簡潔にまとめて記載し、メール又はファックスにより提出先宛に提出すること。

(2) 質問書の提出先

小松島市教育委員会教育政策課

メール: kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

FAX: 0885-32-2126

(3) 質問書の受付締切

平成30年9月3日(月)午後5時までとする。

※なお、上記締切以後の質問については、一切受け付けない。

(4) 回答日

平成30年9月6日(木)

(5) 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は小松島市のホームページにて公開する。

8 提出書類の受付

(1) 参加表明書受け付け

① 受付期間 平成30年9月10日(月)～同月13日(木)

② 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

③ 受付方法 次のア～エに規定する書類を事務局に提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(様式2)

イ 誓約書(様式3)

ウ 申込者の概要について(様式4)

エ 会社概要等

(ア) 会社の沿革、組織及び直近3期分の損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、その他(財務状況がわかる書類)をA4判ファイルに編冊のうえ提出すること。

ただし、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とする。

なお、応募事業者が、他の会社の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に定めるものをいう。)である場合に、その親会社(会社法第2条第4号に定めるものをいう。)の直近3期分の損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書を併せて提出すること。

(イ) 商業登記簿謄本(応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたもの)

(ウ) 納税証明書(国税及び地方税についての納税証明書。応募書類の提出日前

1か月以内に発行されたもの)

(2) 提案書受け付け

- ① 受付期間 平成30年10月1日(月)～10月10日(水)
- ② 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ③ 受付方法 プロポーザル参加資格確認結果通知書の送達を受けた応募事業者は、次のア及びイに規定する書類(各12部)を必ず持参により事務局に提出すること。

ア 提案書(様式5～様式11)

イ 見積書・経費内訳書・調理従事者等勤務体制表(様式12～様式14)

※ ア及びイの書類については、様式による指定がない限り、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含んではならない。

(3) 提出書類詳細

表紙を付け、それ以降は当要項での掲載順に書類を綴じること。

① 書類の書式等

ア 書式

(ア) 原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

(イ) 提案については、提案書(様式5～様式11)、見積書・経費内訳書・調理従事者等勤務表(様式12～様式14)について記載すること。

(ウ) 提案における正本については、社名を記載し、代表者印を押印した表紙を付すこと。副本の表紙については、その限りではなく、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含んではならない。

② 見積書等(様式13～様式14)

ア 学校ごとに作成するものとし、委託料の見積額は、各校1日あたりの金額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。11小学校全ての見積額を合計した金額に年間給食予定日数を乗じて得た金額が、下の金額の範囲内であること。

平成31年度 92,277千円(消費税及び地方消費税を含む)

イ 仕様書及び提案書類に基づき作成すること。

ウ 見積書(様式13)に人件費・保健衛生費・現場経費・管理経費等詳細な積算内訳書(様式14)を添付すること。

エ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印(法務局が証明する印鑑)とする。

なお、支店などで応募する場合で、印鑑登録がなされていない場合は、法務局が証明する本社の印鑑が押された委任状と印鑑証明書(写し可)を添付するものとする。

③ 無効（失格）となる提出書類

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 履行不可能な内容が記載されているもの
- オ 見積額が異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断されるもの

(4) 提出部数

各 1 2 部（正本 1 部・副本 1 1 部）

※商業登記簿謄本や納税証明書など有印文書の添付について、原本は正本のみの添付でよいが、副本については、写しの添付で構わないので原本と同じ内容のものとする。

(5) 提出先

小松島市教育委員会教育政策課

（〒 7 7 3 - 0 0 0 6 徳島県小松島市横須町 2 番 1 4 号）

(6) 提出方法

特に指定がない場合は、提出先窓口へ持参、もしくは郵送により提出すること。

(7) 受付（提出）期限

持参の場合は 所定の受付期間内であっても土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けない。郵送による提出の場合はこの限りでない。

9 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 優先交渉権者の選定に係る審査は、選定会議にて行う。
- (3) 審査は、見積書、提案書及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、社名を伏して行う。
- (4) 応募事業者が多数の場合は、8（3）③に該当しないか確認の上、8（1）③ア～エの書類による第一次審査を行う。
- (5) 優先交渉権者は、選定会議による採点で合計得点が最も高い事業者とする。
- (6) 優先交渉権者が複数存在する場合は、選定委員の多数決により選定する。
- (7) 選定結果は、応募者全員に通知する。
- (8) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、選定会議が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りでない。

- (9) 応募事業者が1社の場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば選定する。
- (10) 応募事業者が1社もない場合、又は、審査の結果、適切な応募事業者がないときは、本選考を中止し、再募集する。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 日時

平成30年10月下旬（日時詳細は別途通知する。）

(2) 場所

小松島市教育委員会 教育庁舎 会議室（徳島県小松島市横須町2番14号）

(3) 実施時間 45分（プレゼンテーション：30分、ヒアリング質疑応答：15分）

※準備・撤収作業は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5名までとする。

(5) 準備物等

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。ただし、事前に提出された書類の内容について補足説明する場合に限り、それ以外の資料を用いることができる。また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の視聴覚機器を用いてプレゼンテーションを行うことも可能とする。パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。（プロジェクター、スクリーンは、事務局で準備。）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

審査の順番は、提案書提出時に順次行う「くじ引き」により決定する。辞退が出た場合は、繰り上げ等の方法により対処するものとする。

11 評価基準

評価基準は、主として次に掲げる事項とします。

- (1) 会社概要
- (2) 業務理解度
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務円滑度
- (5) 衛生管理体制
- (6) 危機管理体制
- (7) 教育・研修計画
- (8) 地域貢献度

- (9) 見積書
- (10) 経費内訳及び調理従事者等の勤務体制表
- (11) その他選定に際し必要となる事項

1.2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

説明会、応募及びプレゼンテーションに必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、小松島市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

小松島市が受理した書類については、理由の如何に関わらず返却はしない。

(5) 提出書類の変更

小松島市が一旦受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めない。

(6) 資料の取り扱い

小松島市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、小松島市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 資料の追加提出

小松島市が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じること。

(8) 応募辞退

応募事業者が応募を辞退するときは、必ず、担当窓口に辞退届（様式16）を提出すること。

(9) その他

- ① 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。
- ② 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- ③ 当該業務を請け負うこととなった事業者は、平成31年4月1日までに小松島市の指名競争入札参加者資格を取得すること。
- ④ 業務履行の開始前に業務に必要な準備は委託事業者の費用負担により行うこと。
- ⑤ 小松島市は、応募書類における個人情報について、本件選定以外の目的のために使

用しないものとする。

1 3 窓口

小松島市教育委員会教育政策課

〒773-0006 徳島県小松島市横須町2番14号

TEL : 0885-32-3813

FAX : 0885-32-2126

メール : kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp